

# 空き家改修・片付け費用・契約仲介手数料・引越し費用が助成されます

※この内容は、国東市空き家活用支援事業補助金要綱を抜粋したものです。詳しくは要綱をご覧ください。

市外から、国東市への移住・定住を推進するため、「国東市空き家バンク登録制度」を元に、物件の売買、賃貸契約が成立した場合に、物件の修繕費（居住部分のみ）や家財道具の片付け、引越の経費が助成されます。

- 対象者
- ・次の各項目いづれにも該当することが条件になります。
  - ・費用を負担した方に補助金を交付します。

(入居者)

- ア 20歳以上の方
- イ 現に市内に住所を有していない方
- ウ 申請日前の5年間に、市内に住所を有していなかった方
- エ 引き続き、10年以上市内に定住することを確約された方

(物件所有者)

- ア UJIターナーが入居する空き家の所有者、または所有者から当該空き家の管理を委託されている方。
- イ 引き続き、5年以上移住者用住宅として活用することを確約された方

※ただし、3親等内の親族に当該住宅を貸し付ける場合、又は3親等内の親族から当該住宅を借り受けようとする場合は対象としません。

- 対象物件
- ・国東市空き家バンクに登録されている物件。



## 国東市空き家バンク助成内容

### 1. 空き家改修

- (助成額) ・対象経費（30万円以上）の1/2の額  
・上限50万円。

- (対象改修) ・住宅機能（居住部分のみ）の回復または向上のために行う修繕及び設備改善であること。  
・施工業者が、市内に事務所または事業所を有する法人または個人であること。  
・年度末3月31日までに改修が完了すること。  
・補助金は、同一物件に対し1回限り。

### 2. 家財道具片付け・契約仲介手数料

※“家電リサイクル費用”は対象としません

- (助成額) ・上限5万円  
(対象経費) ・市内に事務所を有する事業者が行う家財等の処分費  
・国東市シルバー人材センターが行う家財等の処分費  
・国東市クリーンセンターへの持ち込み手数料、家電製品の運搬手数料  
・不動産業者等が仲介する契約手数料  
・補助金は、同一物件に対し1回限り

### 3. 引越し費用

- (助成額) ・上限15万円  
(対象経費) ・引越しにかかる経費



### ○補助金の返還等について

次のいずれかの項目に該当する場合は、補助金を返還いただくこととなりますのでご注意ください。

- ・対象住宅を、交付日から5年未満で取り壊した、又は売却したとき。
- ・入居者が、交付日から5年未満で転出、又は転居したとき。ただし、対象住宅を引き続き移住者用の住宅として、空き家情報提供事業に登録する場合はこの限りではない。
- ・改修工事の完了の日から1ヶ月を経過する日までに、対象住宅に入居しないとき。
- ・市税の滞納が発生したとき。 など

申請手続きの方法等、詳細については、活力創生課までお問い合わせください。また、申し込みが予算限度額に達したときは、助成ができません。ご了承ください。